

# 草津市教育委員会会議録

令和6年3月定例会

(3月27日開催)

草津市教育委員会

出席委員	教育長	藤田雅也
	委員	森登世美
	委員	伊藤有理

事務局出席者	教育部長	増田高志
	教育部理事（学校教育担当）	菊池誠
	教育部副部長（総括）	岸本久
	教育部副部長（スポーツ担当）	田中歩
	教育部副部長（図書館担当）兼 図書館長	二井治美
	教育部副部長（学校教育担当）兼 学校教育課長	上原忠士
	教育総務課長	吉田克己
	生涯学習課長	古川郁子
	スポーツ推進課長	堀井武彦
	教育総務課課長補佐兼係長	永田厚子

令和6年3月草津市教育委員会定例会会議 次第

令和6年3月27日 午後3時00分開会  
(草津市役所 6階 教育委員会室)

日程第1 会期の決定について

日程第2 2月定例会会議録および3月臨時会会議録の承認について

日程第3 教育長報告

日程第4

付議事項(6件)

- 議第12号 草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案
- 議第13号 草津市美術展覧会実施規則の一部を改正する規則案
- 議第14号 草津市地域学校協働活動推進員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第15号 草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第16号 草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

報告事項(1件)

- (1) 寄付の受け入れ報告について

開会 午後3時00分

藤田教育長

それでは、ただいまから草津市教育委員会3月定例会を開会いたします。

なお、本日、小辻委員と我孫子委員から欠席届が出ておりますので御報告申し上げます。

————— 日程第1 —————

藤田教育長

日程第1「会期の決定について」であります。本日1日限りといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようですので、3月定例会は本日1日限りといたします。

————— 日程第2 —————

藤田教育長

次に、日程第2「2月定例会会議録および3月臨時会会議録の承認について」であります。あらかじめ事務局から配付され、熟読されていると思いますが、御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようですので、2月定例会及び3月臨時会の会議録は承認されたものと認めます。

————— 日程第3 —————

藤田教育長

次に、日程第3「教育長報告」に移ります。

それではまず私の方から諸般の報告をさせていただきたいと思います。

3月10日、市内でフリースクールや教育相談を展開されておられる「アットスクール」に通う児童生徒の1年間の取組成果の発表会に出席をして、お祝いの言葉を述べてまいりました。成果

発表会では、子どもたちがそれぞれの目標に向かって取り組んだことを、多くの参加者の前で少し緊張しながらもしっかりと自信を持って発表してくれました。子どもたちの発表の言葉から、これまでの経験が自身への自信に繋がっていることが大変よく伝わってきました。そして保護者や先生方への感謝の言葉に感動しました。

近年、学びづらい、また学びにくいという子どもたちが増えていますが、誰もが学べる環境づくりの重要性を再認識した成果発表会でした。

次に、松原中学校では「スクールESDくさつプロジェクト」のモデル校として、「松原G-GRI T学習」と称し、松原未来学習と松原ローカル学習の両方の視点から取組をされています。1年生では、「食品ロス」という世界的な課題を自分事として考えるために、給食のフードロス減らすための提言をまとめ、この度その提言の報告を3月21日に行っていただきました。

提言の1つは、「野菜など残食が多い食材について学習、体験する」、もう1つの提言は「学校対抗給食フードロス削減グランプリの実施」という2つの提言でした。

いずれの提案も仮説を立て、それを実行し成果をデータで測定するという論理的な素晴らしい提案でした。

残食の量が、小学校に比べて中学校で多くなっていることが課題でもあります。そのことを自らの課題ととらえながらも、フードロスという観点から環境や経済面などの広がりのあるテーマにも発展・関連付けしている所もこの提案の良いところでした。

松原中学校の「松原G-GRI T学習」のますますの深化を大いに期待をしております。

次に、3月4日から3月28日の会期で開会されている市議会3月定例会についてでございますが、3月13日は代表質問、14日、15日は一般質問が行われ、計12名の議員から御質問いただきましたので御紹介させていただきます。

一般質問の方ですけれども、井上薫議員からは、歴史資料館の整備について、西川仁議員からは、教育全般について、藤本品議員からは、学校給食について、野村友子議員からは、草津川跡地の空間整備における暫定駐車場について、福田茂雄議員からは、学校薬剤師の報酬について、先成俊士議員からは、小学校・中学校通学区域制度の弾力的な運用について、遠藤覚委員からは、中学

校給食無償化事業費等について、伊吹達郎委員からは、小中学校体育館等への空調設備の設置の目的と意義について、御質問をいただきました。

このとおり、幅広く多くの御質問いただいたわけですが、質問内容や趣旨をしっかりと受けとめ、今後の取組の充実につなげてまいりたいと考えております。

内容については、ホームページにも掲載されておりますので、また御覧いただきたいと思っております。

最後に、令和3年4月2日に教育長に就任をして、間もなく3年の任期を迎えようとしております。

この3月議会の代表質問でも答弁をさせていただきましたが、就任以来、「変化を恐れず果敢に挑戦する教育委員会」をモットーに積極、果敢に草津市の教育の改革に取り組んでまいりました。

教育委員の皆様方には、その折々に御意見等をいただき、取組の推進に御協力を賜りましたことを改めて感謝申し上げます。

将来の予測が困難なこの時代においては、自らが社会の担い手として未来を切り拓く力が求められております。教育委員会として、今後も引き続き、自ら考え、行動できる人づくりをめざした施策を展開することとなりますが、教育委員の皆様におかれましても、それぞれのお立場や見識から、忌憚のない御意見を賜り、草津市の教育推進に引き続き御理解、御協力いただきますようお願いを申し上げます。私からの諸般の報告とさせていただきます。

それでは、各委員の皆様から、全般に関する事項で、御意見、御感想などをお願いしたいと思います。

森委員

2月20日に南笠東小学校を訪問させていただきました。二限目、みな小応援隊と称する地域の方6名ほどが1年生と一緒にトランプのカードを使って算数のゲームをしているところを校長先生が案内してくださって参観させていただきました。2枚のカードを引いて、6と4だったらひき算して2というふうなゲームを楽しんでいました。

これまでも何回か地域の方と、このようなゲームをやっておられたのか、子どもたちが地域の方と溶け込んで一緒に時間を過ごしている様子を見させていただきました。

三限目は合同体育遊び鉄棒寄贈事業で、財団法人の方が小学校2年生へ体育の授業を行ってくださるということで参観させていただきました。我孫子委員も参加して、子どもたちのやる気を引き出すような声かけのもと、ゲーム感覚でみんなが楽しんで参加しやすいような体育遊びが行われました。

最初は参加しにくい感じだった子も参加していました。保幼小の連携とか接続事業でも合同体育遊びが行われている様子を伺って、年一回でもそのようなことが出来ると楽しいんだろうなというふうに思いました。

次に、卒業式に参加させていただきました。

3月12日に高穂中学校、3月15日に老上こども園の修了式、3月18日に笠縫東小学校の卒業式に参加させていただきました。

高穂中学校の卒業式は厳かな雰囲気の中で行われました。大規模校である高穂中学校の卒業生は、10クラス343名。式が長時間にわたらないように工夫がされ、卒業証書授与では全員の呼名の後、各クラスの代表10名が登壇して授与されていました。校長先生の式辞では、生徒と地域が作る学校として地域から期待されるようになったと、40期生の活躍を称えておられ最後に「さあ、前へ」とエールを贈られました。

老上こども園では38名の修了児が堂々と、一人ひとり修了証書を園長先生から受け取り、それを高く掲げ、おうちの方のところまで証書を渡しに行きました。ほとんどのお子さんが、3歳から初めて親から離れて3年間通ったこども園、成長した我が子の姿に多くの保護者の方が涙ぐんでおられました。思い出の言葉では立派に言葉を覚え、まっすぐに歌う姿は感動的でした。

笠縫東小学校の卒業式では式が始まる前に校長先生が、この学年はコロナ禍で先輩の卒業式に参加したことがないこと、また、ここ数年たくさんの方の前で発表する体験もあまりなく、リハーサルでも子どもたちがすごく緊張し、今日はドキドキですとおっしゃっていました。しかし、卒業生124名は堂々と卒業証書を貰い、お別れの言葉では、体育館に響き渡るような大きな声で卒業生が一つになって、成功させたように思います。

今年は、5年生全員が式に参加しており、5年生と言葉をかけ合い、その中で歌われる歌は教職員や保護者も参加して歌う箇所もあって、会場が一体となって卒業生にエールを贈っている感じ

でした。

今回、3箇所卒業式に参加させていただいて、コロナ禍を経て制限がなくなった卒業式で喜びや心配とともに、以前と同じに戻すのではなくて、新しい式をそれぞれの学校が工夫されて作られているなというふうに感じました。

以上です。

伊藤委員

3月12日に松原中学校の卒業式に参加させていただきました。雨が降ってしまっていて、とても寒い卒業式だったんですけども、卒業生は本当に晴れやかで若々しい爽やかさを感じさせていただきました。

校長先生の式辞の中で、雨で予定通りに行動できなかった中でも楽しみを皆が見つけたという修学旅行の思い出の話をされていたのですが、それが当日の雨とすごく重なってしまっていて、卒業生たちは雨の中でも卒業式を自分達なりに楽しんでいるようなそんな感じがいたしました。RADWIMPSの正解という歌が式の中で歌われましたけれども、この曲は本来は18歳に向けて作られた曲です。ですが、卒業生の15歳が歌っても、全く背伸びした感じがしないような内容になっておりまして、それだけ卒業生の15歳は私たちの15歳の時よりもずっと精神年齢が高く、大人っぽくていろいろなことを考えているのだなというふうに感じました。

3月18日は草津第二小学校の卒業式に参加しました。この日も寒い卒業式となりましたが、発熱の生徒1人を除く卒業生が参加されました。制服の移行期ということもあり、様々な服装での式となりました。小学6年生とは思えないほど落ち着きがあり、大人っぽさを感じる6年生でした。校長先生の式辞で、学校の石碑に刻まれている温故知新ということについてお話をされておりました。

いつの世でも温故知新は続きますけれども、これからの子どもたちは先人の知恵を生かして、先ほど教育長がおっしゃっていますように、自分の意見を持って選択していく時代になっているなど改めて感じました。そして学校教育では自分で選択する力を自分を信じる力ともに評価していく必要があるのではないかなと思った式でした。

学校行事とは関係ないのですけれども、2月26日の日経新聞



の春秋というコラムがあるんですけども、そこに書かれていた内容がすごく印象的でしたので、紹介させていただきたいなと思います。読ませていただきます。

「あなたにとっていい学校とは、そう聞かれたら何と答えるか考えてみる。進学率が高い、いじめがない、それとも熱意のある教師がいる学校か、世界で一位、二位を争う高学力の国フィンランドでは決まってこんな答えが返ってくるそうだ。家から一番近い学校、理由はどの学校もレベルが同じだからだ、映画マイケル・ムーアの世界侵略のススメ、2016年の公開を見て知った。低社会の闇を暴いてきた監督が北米の公教育の秘密を探ろうと得意の突撃取材を試みる。授業がない、宿題もない、統一テストがなく競わせない、どうしてこれで学力が伸びるのだろうか。監督と一緒に首をひねる自分自身、すでに思い込みにとらわれているのだと気づく。勉強時間も宿題も多いほどいい、人と競って上回る事が成功への道だと、それが決して正解ではないという事例が説得力を持って画面に紹介される。生徒だけでなく、誇りを抱いて教育思想を語る先生の明るい表情が印象に残った。日本では最近、教育費がかさむことを課金ゲームになぞらえる塾の月謝、季節ごとの講習に志望校別特訓コース、アイテムを選ぶ度にお金がかかる。それを惜しんでばかりの子の一生を台無しにしたら、不安と恐怖が親をゲームに駆り立てる、心はわかるがその先に、まず、良い学校、良い教育ってなんだろう」という文章がありまして、教育の制度は欧米とは違いますけれども、どんな学校が良いですかと言われたときに、どこどこの学校に行きたいって言われるのではなく、家から近い学校が一番良いと言ってもらえることが本当に理想の姿だと思いましたので紹介させていただきました。

藤田教育長

公教育として、重要なのかなと私も考えております。

それでは、教育長報告につきましては、以上で終わらせていただきます。

#### 日程第4

藤田教育長

次に日程第4、付議事項に移りたいと思います。

議第17号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29

条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」は、市議会3月定例会に関する議案であり、現時点で公表されていない議案であることから、会議を公開しないこととすべきであると考えております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項では、「教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」となっておりますので、この規定に基づきお諮りいたします。

議第17号を公開しないこととすることについて、御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

よって、議第17号については公開しないことといたします。  
この議案につきましては、報告事項の終了後に審議することといたします。

次に、議第12号「草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案」について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課

議第12号「草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案について」教育総務課の吉田が御説明申し上げます。

議案書は3ページから5ページでございます。

4ページをお願いいたします。

草津市教育委員会附属機関運営規則につきましては、草津市附属機関設置条例により設置されております各附属機関について、その組織、運営その他必要な事項について定める規則でございますが、今般、二つの附属機関について、委員の構成に関する表現の見直し、および新たな附属機関の設置がありましたことから改正をするものでございます。

まず、教育総務課の所管事項について4ページの新旧対照表を御覧いただきながら御説明を申し上げます。

附属機関の名称の一つ目、「草津市教育振興基本計画策定委員

会」について、右側の改正前の(2)において、「PTAを代表するもの」とございますが、草津市PTA連絡協議会がすでに解散しており、推薦いただく団体がございますことから、左側、改正後の欄に記載の通り「保護者」に改正いたします。

次に、右側、改正前の(3)「学校教育の関係者」につきましては、幼稚園の関係者も学校教育関係者として規定しておりましたが、改正後の左の欄、(3)「小中学校の関係者」とし、幼稚園の関係者は、改正後の(6)を「就学前施設の関係者」とすることで、こちらに幼稚園と保育所の関係者を含めることとし、全体として委員の構成に変更はございませんが、より分かりやすい規則になるよう改正しようとするものでございます。

次の項目につきましては、所管の生涯学習課から説明をいたします。

生涯学習課長

続きまして、4ページからの「草津市読書のまち推進計画審議会の設置」につきまして生涯学習課の古川が御説明を申し上げます。

資料は4ページから5ページでございます。

令和6年度から、(仮称)草津市読書のまち推進計画の策定及び計画の推進のため、新たに草津市読書のまち推進計画審議会を教育委員会の附属機関として設置することに係りまして、規則の一部改正を行うものでございます。

審議会の構成員といたしましては(1)「学識経験を有する者」、(2)「小中学校の関係者」、(3)「就学前施設の関係者」、(4)「地域住民を代表する者」、(5)「家庭教育の向上に資する活動を行う者」、(6)「関係する団体を代表する者」、(7)「公募市民」ということで計15名の予定をしております、任期は2年間でございます。

なお、この審議会の事務は草津市読書のまち推進計画の策定及び読書のまち推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務でございます。

なお、本規則の施行日は令和6年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

藤田教育長

ではただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問がござ

いましたら委員の皆様からお願いいたします。

森委員

読書のまち推進計画の（５）の「家庭教育の向上に資する活動を行う者」というのはどのような方になるのですか

生涯学習課長

保護者の代表の方です。

藤田教育長

それでは、他に質問がございませんので、本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようでございますので、議第１２号は原案通り可決されたものと認めます。

次に、議第１３号「草津市美術展覧会実施規則の一部を改正する規則案について」審議いたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

議第１３号「草津市美術展覧会実施規則の一部を改正する規則案につき議決を求めることについて」生涯学習課の古川から御説明を申し上げます。

議案書の方は７ページから８ページでございます。

８ページの新旧対照表を御覧ください。

令和３年度から令和５年度までの３年間にイラスト部分については特別展として実施していたところでございますが、若い方の出品が増えて好評であるということから、令和６年度から正式な部門としてイラスト部分を立ち上げたく規則の一部改正を行うものでございます。改正前は第９条の（１）から（６）まで、各部門が記載をされておりましたが、そこに（７）ということで、第７部イラストをつけ加えようとするものでございます。

本規則の施行日は令和６年４月１日でございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

藤田教育長

ではただいまの説明につきまして、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

伊藤委員

新たにイラスト部門ということですが、学校の授業で描いたものが展覧会に行くというイメージがありますが、あまりイラストを描く授業がないようなイメージがあるのですけれども、ここにイラストが入るということは、クラブ活動とかで描いた作品ですか、そういったものが入ってくる感じになるのですか。

生涯学習課長

草津市美術展の方に応募していただくのはクラブ活動で作った作品に限るということではなしに、市民で応募された方やどなたでも応募いただけるものになりますので、イラストの方も学生を問わず自由に描いていただける方が出品いただいております。

藤田教育長

それでは他に御質問等ございませんので、本議案につきましては御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようでございますので、議第13号は、原案どおり可決されたものと認めます。

では次に、「議第14号草津市地域学校協働活動推進員の委嘱につき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

議第14号「草津市地域学校協働活動推進員の委嘱につき議決を求めることについて」生涯学習課の古川から御説明を申し上げます。

議案書は9ページから12ページでございます。

本市では、平成10年度から地域協働合校推進事業を実施しておりまして、平成28年度からは市内14校全ての小学校において地域コーディネーターの配置をしてきたところでございます。地域コーディネーターは、地域住民等と学校の連携協力体制の整備ですとか、地域住民等と学校の情報共有の助言等を行う方でございます。委嘱に関する規定の整備が平成29年になされたことに伴いまして、平成31年4月から地域コーディネーターを法に基づく地域学校協働活動推進員として委嘱しております。

今回の委嘱につきましては、社会教育法第9条の7によりまして、教育委員会より委嘱することができると定められておりまし

て、草津市地域学校協働活動推進員設置要綱第5条の規定により、当該学区の学校長の推薦により、教育委員会が委嘱すると定めておりますことから、この度、令和6年度の地域コーディネーター候補者について、各小中学校長から御推薦をいただきましたので、委嘱を行いたくお諮りするものでございます。なお、令和6年度よりスクールESDくさつ推進事業を市内の全小中学校で実施することに伴いまして、これまで未設置でありました松原中学校以外の5中学校にも地域コーディネーターを配置する予定でございます。

資料11ページの令和6年度草津市地域学校協働活動推進員の委嘱者一覧を御覧ください。令和6年度に向け各校から御推薦をいただいた地域コーディネーター候補者の一覧となっております。表の右側に御経験年数を表示しております。新規と表記している方が今回新たに御推薦いただいた方で計28名を委嘱予定でございます。なお、現時点で高穂中学校については、地域コーディネーターの委嘱候補者が決定しておらず、決定次第、追って委嘱について教育委員会にてお諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。任期は令和6年4月1日から令和7年3月31日でございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

藤田教育長

ではただいまの説明につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

伊藤委員

経験年数のところを見せていただいて、9年目の方が2つあるのですが、特に経験年数の制限ですとかそのようなものは設けられていないのかということと、長くおくことよってのメリットとデメリットが出てくると思いますが、それについてどのようにお考えなのか教えてください。

生涯学習課長

経験年数について上限というのは設けていないところでございます。

メリットとデメリットについてなんですけれども、メリットのほうが大きいといえますか、地域コーディネーターの主な役割として、学校と地域のニーズとか課題の把握をしていただいたり、情報収集や共有を行っていただくと言うことと併せまして、実際

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

藤田教育長

ではただいまの説明につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

伊藤委員

経験年数のところを見せていただいて、9年目の方が2つあるのですが、特に経験年数の制限ですとかそのようなものは設けられていないのかということと、長くおくことによるメリットとデメリットが出てくると思いますが、それについてどのようにお考えなのか教えてください。

生涯学習課長

経験年数について上限というのは設けていないところでございます。

メリットとデメリットについてなんですけれども、メリットのほうが大きいといえますか、地域コーディネーターの主な役割として、学校と地域のニーズとか課題の把握をしていただいたり、情報収集や共有を行っていただくということと併せまして、実際に活動を行うときの調整とか、ボランティアの募集とかそういったことに携わっていただいておりますので、年数が長い方と短い方が一緒に活動していただくことでいろいろとやり方も引き継がれていくかなと思います。長い方がいていただくということで、安定的に実施をしていける場所も有ると思っております。

デメリットといたしまして、長く活動されている方ありきでの活動になってしまうと大変かなと思いますので、やはり先ほど申し上げたんですけれども、地域のボランティア活動とかで携わっていただける方と情報を日頃から共有をしていただいて、徐々にスキル等を引き継いで行っていただくことが大事というふうには考えております。

森委員

E S Dの活動を見ていて地域コーディネーターの役割って大きいと実際に学校へ行って活動されているのを見て思いました。上手に学校が欲しいものを地域の中からぱっとくっつけるというので、今回、中学校にも一人ずつおくということで、E S Dが全小・中学校へ広がっていくので活躍を期待したいと思います。

藤田教育長	新規の方もいらっしゃいますけれども、情報共有もありますが、一校に1人というケースもあるので、その辺は何か情報共有を図るような手立てはされているのですか。
生涯学習課長	地域コーディネーターの情報交換会を年に2回程開催をしております、研修も兼ねてですけれども、コーディネーター間でこういう取組をしているといったような情報交換等を行っていただいて、こういうやり方があるのかだったり、このようにすれば上手く出来るのか等、こういう題材があるのだなといったようなことも参考にさせていただいて、自分のところの活動に生かしていただきたいと思います。
藤田教育長	他にご意見等ございませんので、本原案につきまして御異議はございませんか。
各委員	— 異議なし —
藤田教育長	異議がないようでございますので、議第14号は原案どおり可決されたものと認めます。 次に、議第15号「草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて」審議いたします。 事務局の説明を求めます。
スポーツ推進課長	議第15号「草津市スポーツ推進委員の委嘱について議決を求めることについて」スポーツ推進課の堀井より御説明申し上げます。 議案書は13ページから16ページでございます。 スポーツ推進委員につきましては16ページでございますとおり、スポーツ基本法第32条におきまして、市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的に信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、スポーツ推進のための授業の実施や、連絡等と住民に対するスポーツの指導等の職務を行うのに必要な熱意と能力を有するものの中からスポーツ推進委員を委嘱するものという定義がございます。本市におきましては、草津市スポーツ推進員に関



する規則を定めておりました、同規則の第2条第2項にスポーツ推進委員が分担する地域または事項を教育長が定めるものとし、小学校区単位のまちづくりを進める中で、各小学校区から4名ずつ御推薦をいただきまして56名の方を委嘱させていただいております。

現在のスポーツ推進委員の任期が令和6年3月31日をもって満了となりますことから、市内14学区から4名ずつ御推薦をいただきまして、14ページ、15ページの方々をスポーツ推進基本法第32条1項の規定により委嘱することにつき議決をお願いするものでございます。なお、老上学区と山田学区につきましては、それぞれまだ1名欠員となっております、これにつきましては今も継続して各学区に選出の方をお願いしているところでございます。今回、56名中54名についての委嘱となります。

また任期つきましては令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

誠に簡単でございますが、議案の説明とさせていただきます。何卒、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明について、何かの御意見、御質問はございませんか。

伊藤委員

2年で交代するということですが、スポーツ推進委員は再任することが出来ると書かれておりますが、実際にどんな感じで循環が行われているのですか。

スポーツ推進課長

今回は、6名の方がお辞めになりまして、新しく5名の方が選任されたことということで、長い方で30年以上されている方もいますし、20年とか10年とか、短い方で一期で辞められる方もおられます。

伊藤委員

学区に4名ずつ充てられているかと思いますが、その4名の方がベテランの方たちばかりになってきますと、新しい方が入ってきにくかったりですとか、そういったことも懸念されると思うのですが、そのあたりを教えてください。

スポーツ推進課長

年数が若い方ばかりっていうところは、今見てる限りはないですけども、老上学区で見えていますと、年数が6年の方が3名おられて、2年の方が1名おられる形です。他ではベテランの方と新しい方と混在していることが多いです。

森委員

スポーツ推進委員を委嘱するにあたって、困っていることとかはあるのですか。

スポーツ推進課長

この委嘱につきましても、各学区のまちづくりセンターにお願いして、そこから人を探していますので、やはり辞められると新しい方の選任が難しいというのは聞いています。ですのまだ山田学区と老上学区が見つかっておりません。スポーツに精通されている方が委員になっている場合もありますが、あまり精通されていない方もお願いされてやっていたいいる方もおられたりしますので、なかなか苦労されています。

藤田教育長

他の御意見等ございませんようですので、本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようでございますので、議第15号は原案通り可決されたものと認めます。

では次に、議第16号「草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」審議をいたします。

説明をお願いします。

スポーツ推進課長

議第16号「草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」スポーツ推進課の堀井より御説明申し上げます。

議案書は17ページから19ページでございます。

草津市スポーツ推進審議会につきましては、10名の委員で組織するものでありますけれども、現在、新志津運動公園整備基本計画の策定に向けた調査、審議を行うため、草津市

スポーツ推進審議会に関する条例第3条第2項に基づき現状の10名プラス臨時委員を3名委嘱しております。この臨時委員が令和6年3月31日をもって任期が終了いたします。しかし当該基本計画の計画作成期間が延長となっております。令和6年度も引き続き御審議いただく必要があり、臨時委員の委嘱をするものでございます。なお18ページの委員の3名のうち上の2名につきましては、志津まちづくり協議会の代表の方と馬場町内会長です。この2名につきましては引き続き委員の方を引き受けていただいております。一番下の公募市民につきましては新たに公募した委員でございます。当該基本計画策定は今のところ令和6年9月頃を予定しておりますけれども、また再度延期となることも想定されますので、任期につきましては令和6年4月1日から（仮称）新志津運動公園基本計画策定に向けた調査審議が終了する日迄としております。

以上、誠に簡単でございますが、議案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議いただきますようお願いいたします。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

では御質問等もございませんので、本議案につきまして御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようでございますので、議第16号は原案通り可決されたものと認めます。

————— 日程第5 —————

藤田教育長

次に、日程第5「報告事項」に移ります。  
事務局の説明を求めます。

教育総務課長

報告事項1「寄付受け入れ報告について」教育総務課の吉田が御説明申し上げます。

報告書は、27ページでございます。

詳細につきましては一覧表記載のとおりでございますが、寄付品目に記載の、折りたたみ椅子を高穂中学校PTA様から、図書を個人様から、絵画を個人様から、3色ボールペンを株式会社井上工業様から、空気清浄機を株式会社smart様から、衝撃緩衝性マット他を笠縫学区自治連合会様から、デジタルカメラを山田こども園PTA様から、スクータースタンド他を玉川こども園PTA様から、デジタルカメラ他を人と地域が輝く常盤協議会様から、絵本、サッカーゴール他を矢倉こども園PTA様から寄付いただきました。

寄付受け入れ報告については以上でございます。

藤田教育長

ただいまの報告事項につきまして、御質問等はありませんか。

では、御質問等がないようでございますので、報告事項につきましては以上で終わらせていただきます。

それでは続きまして、先ほど非公開といたしました議案の審議に移ります。大変申し訳ございませんが傍聴の方におかれましては、御退室いただきますようお願いいたします。

それでは、議第17号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長

議第17号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」教育総務課の吉田が御説明申し上げます。

議案書は21ページから23ページでございます。

22ページをお願いいたします。

小中学校体育館等空調設備設置工事の請負契約の締結につきまして、市議会の議決を求める必要がございましたことから、現在開会中の定例市議会の最終日でございます3月28日に議案提出することとなりました。

本議案につきましては、市議会への議案提出に際しまし

て、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められているものでございます。

それでは工事概要につきまして御説明いたします。

23ページをお願いいたします。

契約の目的は、小中学校体育館等空調設備設置工事、契約の方法は条件付き一般競争入札によるものでございまして、契約の金額は1億8,954万円となっております。契約の相手方は、大崎・草津特定建設工事共同企業体でございます。

工事期間は契約締結日から令和7年3月24日までといたしまして、市内小中学校20校の体育館等にエアコンの室外機および室内機を設置する工事に、調査・設計業務、工事監理業務を含むものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ではただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

意見等もないようでございますので、議第17号は意見なしとして市長に回答することといたします。

以上をもちまして、本日の議事は終了となります。

これをもちまして3月定例会を終わらせていただきます。

閉会 午後3時55分

